

医療情報・システム基盤整備体制加算に関する掲示

- 当院では、2023年5月よりマイナンバーカードを健康保険証として使用でき、オンライン資格確認を実施します。
- オンライン資格確認システムを利用し、患者さんの同意があると、他院で処方されている薬剤情報や特定健診情報等
を取得・活用することができます。
- 上記体制の整備に伴いまして、2023年5月15日～12月31日まで、特例措置により以下の「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定いたします。

	条件
加算1【6点】	<ul style="list-style-type: none">・ 初診で、従来の保険証を利用した場合・ 初診で、マイナンバーカード保険証を利用するが、医療情報提供に同意が得られない場合
加算2【2点】	<ul style="list-style-type: none">・ 初診で、紹介状を持参された場合・ 初診で、マイナンバーカード保険証を利用し、医療情報提供に同意が得られる場合
加算3【2点】	<ul style="list-style-type: none">・ 再診で、従来の保険証を利用した場合・ 再診で、マイナンバーカード保険証を利用するが、医療情報提供に同意が得られない場合

※初診とは、初診料を算定する場合であり、過去に受診された方でも久しぶりの受診や新たな疾患で受診された場合は初診料を算定する場合があります。